

令和 5 年度 経営状況について

1 利用状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

区 分	令和 5 年度 実績（A）	令和 5 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
入 院 患 者 数 （1 日平均患者数）	84,566 231.1	90,960 248.5	△6,394 △17.4	2,374 5.9
外 来 患 者 数 （1 日平均患者数）	128,298 528.0	125,740 517.4	2,558 10.6	1,803 7.4
健 診 者 数 （1 日平均健診者数）	15,011 52.5	13,990 50.1	1,021 2.4	△113 0.3

※入院患者数内訳

（単位：人）

区 分	令和 5 年度 実績（A）	令和 5 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
一般病床【180 床】 （1 日平均患者数）	55,579 151.9	55,634 152.0	△55 △0.1	2,202 5.7
地域包括ケア病床【60 床】 （1 日平均患者数）	14,363 39.2	18,672 51.0	△4,309 △11.8	289 0.6
回復期リハビリテー ション病床【40 床】 （1 日平均患者数）	11,884 32.5	13,176 36.0	△1,292 △3.5	△366 △1.1
ホスピス病床【20 床】 （1 日平均患者数）	2,740 7.5	3,478 9.5	△738 △2.0	249 0.7

2 収入（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

区 分	令和 5 年度 実績（A）	令和 5 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 収 益 （うち入院収益） （うち外来収益）	6,739 4,688 1,847	6,790 4,743 1,823	△51 △55 24	268 228 29
健 診 収 益	373	325	48	14
医 業 外 収 益	1,575	1,356	219	△532
特 別 利 益	8	0	8	8
計	8,695	8,471	224	△242

3 支出（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	令和5年度 実績（A）	令和5年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 費 用	8,263	8,231	32	185
健 診 費 用	212	224	△12	△3
医 業 外 費 用	402	404	△2	16
特 別 損 失	0	0	0	0
計	8,877	8,859	18	198

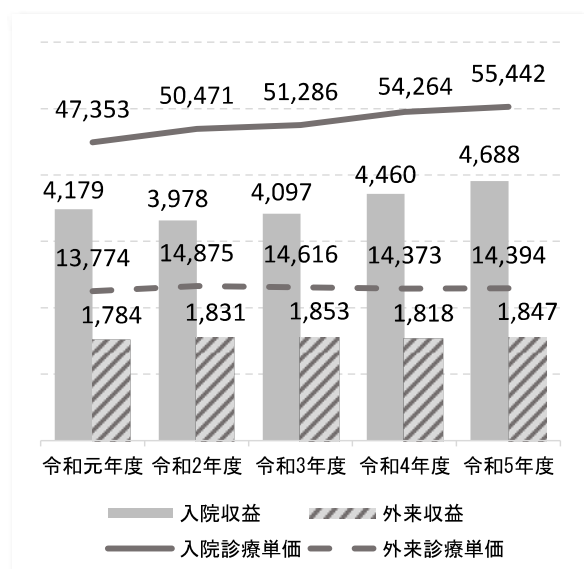
4 収支（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

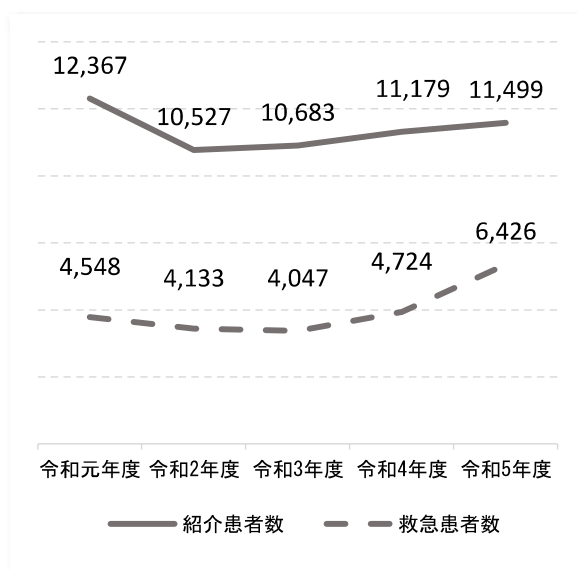
区 分	令和5年度 実績（A）	令和5年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 収 支	△1,524	△1,441	△83	83
健 診 収 支	161	101	60	17
そ の 他 収 支	1,181	952	229	△540
全 体 収 支	△182	△388	206	△440

5 主な指標の推移（令和6年3月31日現在）

（1）診療単価（円）・収益（百万円）



（2）紹介患者数（人）・救急患者数（人）



診療科目の一部廃止について

1 廃止する診療科目

呼吸器外科

2 廃止の経緯

市立伊勢総合病院においては、令和元年11月1日より呼吸器外科を標榜し、医師1名が診療に従事してきたが、令和5年3月31日付けで退職したことにより不在となった。その後、後任医師の確保を目指してきたが、採用に至らないため診療科目の標榜を廃止するもの。

3 呼吸器外科が扱う主な疾患

肺悪性腫瘍性疾患、気腫性肺疾患、炎症性疾患、気胸などのうち手術が必要とされるもの。

4 廃止に伴う措置

診療科目の廃止に伴い、伊勢市病院事業の設置等に関する条例の改正を行う。

(診療科目新旧比較)

改正後	改正前
(1) 内科	(1) 内科
(2) 精神科	(2) 精神科
(3) 脳神経内科	(3) 脳神経内科
(4) 循環器内科	(4) 循環器内科
(5) 緩和ケア内科	(5) 緩和ケア内科
(6) 小児科	(6) 小児科
(7) 整形外科	(7) 整形外科
(8) 形成外科	(8) 形成外科
(9) 脳神経外科	(9) 脳神経外科
(10) 外科	(10) 外科
(11) 消化器外科	(11) 消化器外科
—	(12) 呼吸器外科
(12) 皮膚科	(13) 皮膚科
(13) 泌尿器科	(14) 泌尿器科
(14) 婦人科	(15) 婦人科
(15) 眼科	(16) 眼科
(16) 耳鼻いんこう科	(17) 耳鼻いんこう科
(17) 放射線科	(18) 放射線科
(18) 歯科口腔外科	(19) 歯科口腔外科
(19) 麻酔科	(20) 麻酔科
(20) リハビリテーション科	(21) リハビリテーション科

小学校給食の運営について

1 経過等

小学校給食の運営における課題を明確にし、その課題解決を行うため、昨年度から学校給食運営委員会を開催し、小学校給食の運営について意見をいただいていたところです。

令和 6 年 3 月 28 日に、「伊勢市小学校給食の運営に関する意見書」の提出があり、その意見書を受け、小学校給食運営方針をまとめました。

2 伊勢市小学校給食の運営に関する意見書の主な概要

(1) 課題について

- ア 調理士の人員確保
- イ 小学校給食室の老朽化への対応
- ウ 給食室調理能力への対応

(2) 方向性について

- ア 人員及び施設を集約する取組が妥当と考える。
- イ グループ方式（隣接する複数の学校で、グループを組み、調理を行う学校から給食を他校へ配送する方式）は、人員及び施設を集約において比較的早期に着手可能な方式と考える。
- ウ グループ方式の運用開始までの期間に人員不足を要因とした給食運営の維持が危惧される場合、調理業務委託の併用も考え得る。
- エ 運営方針の決定に当たっては、調理士等の意見を聞く場を設けてほしい。
- オ 「自校方式」の良い面を汲み取り、「センター方式」から実情の把握・検証を重ね柔軟に運営方針を検討されたい。

3 伊勢市小学校給食運営方針（案）について

小学校給食運営における課題解決のためグループ方式による運営の導入を進めます。グループ方式の考え方は次のとおりとします。

- (1) 食数や距離などを考慮の上グループ校を検討する。
- (2) ドライ施設は、「受配校」への配送ができるよう必要な整備を行う。
- (3) ドライ運用（ウエット施設）の学校については、「調理校」又は「受配校」としての設備を整備する。
- (4) 「調理校」においてグループ校全体の調理が適切に行えることを基本に移行時期を検討する。
- (5) 適正規模化・適正配置基本計画等の対象校は状況に応じ検討する。

教育民生委員会資料 3－2

令和 6 年 6 月 4 日

担当：教育委員会事務局教育総務課

伊勢市小学校給食運営方針(案)

伊勢市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校給食の現状	2
	（1）学校給食の概要	
	（2）児童生徒数の推移	
3	小学校給食運営における課題	3
	（1）調理士の人員確保	
	（2）給食室の老朽化及び適正な調理能力への対応	
4	小学校給食運営方針	4
	（1）運営方針の比較	
	（2）課題解決に向けた運営方針	
5	運営方針の実施方法	5
	（1）グループ方式の考え方	
	（2）経過措置（調理業務委託の併用）	
	（3）その他留意事項	
6	まとめ	7

参考資料

- 主な用語解説
- 伊勢市小学校給食の運営に関する意見書

1 はじめに

現在、伊勢市では小学校で単独自校方式、中学校で共同調理方式により完全給食を実施しているところです。なかでも小学校給食は、学校内の給食室で調理したできたての給食を子どもたちに提供できるとともに、調理に携わる人々と直にふれ合う機会が得られるなどの良さがあることから、単独自校方式での運営に努めてまいりました。

しかし、給食調理士の恒常的な人員不足や施設の老朽化、食数に適した調理設備の整備など様々な課題を抱えており、現行の給食運営を続けていくことが困難な見通しであることから、今後の給食運営について検討が必要な状況となりました。また、一方では、近年の少子化の進行により学校の小規模化が進んでいることから、より望ましい教育環境の構築と教育の質の向上を図るため、小中学校の適正規模化・適正配置の取組を進めているところです。

これらのことから、本市の小学校における給食運営の課題を明確にし、その課題解決を行うため、「伊勢市学校給食運営委員会」からのご意見をいただき、小学校給食の運営方針をここにまとめました。

2 学校給食の現状

(1) 学校給食の概要

本市では安全安心な学校給食の実施を通し、子どもたちに適切な栄養の摂取、心身の健康の保持増進が図れるよう努めています。地場産物の積極的な活用、旬の食材や行事食、郷土食を取り入れることで、食に対する関心と理解を深めます。

	小学校	中学校
学校数	22校	10校
調理方式	単独自校方式	共同調理（センター）方式
運営方法	直営	業務委託（調理業務、配送業務）
給食施設の状況	ドライ施設 5校 ドライ運用（ウェット施設）17校	中学校給食共同調理場 ドライ施設 1場
調理食数 （教職員分を含む）	約6,300食	約3,200食
献立作成	栄養教諭・臨時学校栄養職員	栄養教諭・臨時学校栄養職員
アレルギー対応	除去食	除去食、代替食

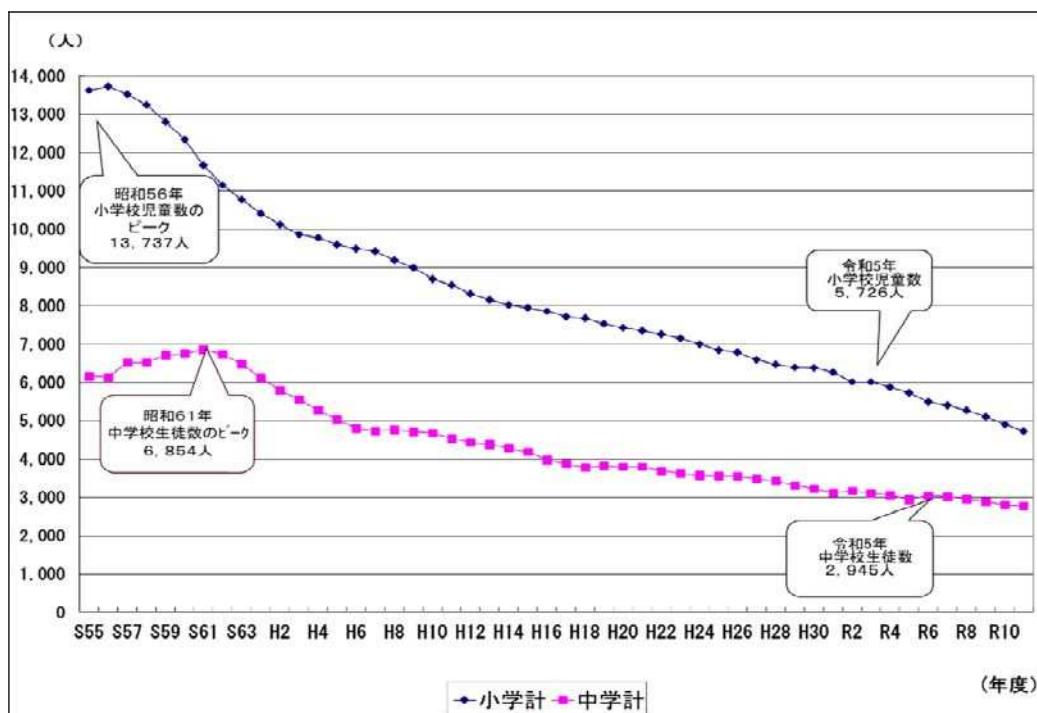
(2) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、今後の推計においても減少と見込まれます。

令和5年度推計児童数（各年度5月1日現在）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
児童数	6,381	6,260	6,020	6,014	5,877	5,726	5,498	5,402	5,280	5,100	4,905

※令和6年度以降は伊勢市住民基本台帳から予測される数値



3 小学校給食運営における課題

(1) 調理士の人員確保

小学校給食においては、食数規模に応じ給食調理士を配置していますが、近年、恒常的に調理士（会計年度任用職員）の人員不足が生じています。継続的に雇用募集を行っているところですが、欠員数を補う人数の雇用に繋がらない状況が続いております。

特に、急病や感染症等により欠員が長期に及ぶと、調理士の配置が少ない学校では給食提供が困難となり、状況によっては給食運営に大きな影響が生じる場合があります。

(2) 給食室の老朽化及び適正な調理能力への対応

新改築した一部の学校を除き、施設の老朽化が課題となっています。ドライ施設への改修が未実施の給食室については、学校給食衛生管理基準に基づいたドライ施設への改修が望ましいところです。しかしながら、多くの学校では築年数が40年を超過しており、全ての学校の改修には多額の費用と時間が掛かる状況です。

また、調理能力の面においても、市全体の児童生徒数は減少傾向ですが、明野小学校では近年児童数が増加しており、既存施設で調理を続けるのは困難となることが予測されます。

	学校名	ドライ施設	給食室面積	給食室築年数	児童数（人）				中学校区
					H 5	H15	H25	R 5	
1	進修小		88 m ²	49 年	293	211	157	174	五十鈴
2	修道小		222 m ²	48 年	556	406	330	356	五十鈴
3	有緝小	○	250 m ²	17 年	761	563	593	463	倉田山
4	早修小	○	218 m ²	23 年	378	249	97	116	伊勢宮川
5	中島小		158 m ²	37 年	541	361	292	246	伊勢宮川
6	明倫小		239 m ²	36 年	594	468	380	273	倉田山
7	厚生小		222 m ²	28 年	627	480	335	295	厚生
8	佐八小		135 m ²	35 年	157	129	110	47	伊勢宮川
9	宮山小	○	240 m ²	19 年	177	296	223	248	厚生
10	浜郷小		131 m ²	45 年	422	343	334	248	港
11	四郷小		134 m ²	42 年	347	226	144	124	五十鈴
12	豊浜東小		99 m ²	47 年	203	156	91	51	桜浜
13	豊浜西小		92 m ²	48 年	300	231	157	125	桜浜
14	北浜小		90 m ²	53 年	295	237	162	87	桜浜
15	東大淀小		85 m ²	51 年	179	159	145	72	桜浜
16	城田小		149 m ²	44 年	369	402	357	283	城田
17	上野小		101 m ²	40 年	178	146	86	87	伊勢宮川
18	小俣小		162 m ²	52 年	827	693	722	680	小俣
19	明野小		190 m ²	43 年	542	489	547	756	小俣
20	御薗小		243 m ²	50 年	535	574	528	373	御薗
21	二見浦小	○	314 m ²	1 年	－	－	－	352	二見
22	みなと小	○	270 m ²	3 年	－	－	－	270	港
	計				8,281	6,819	5,790	5,726	

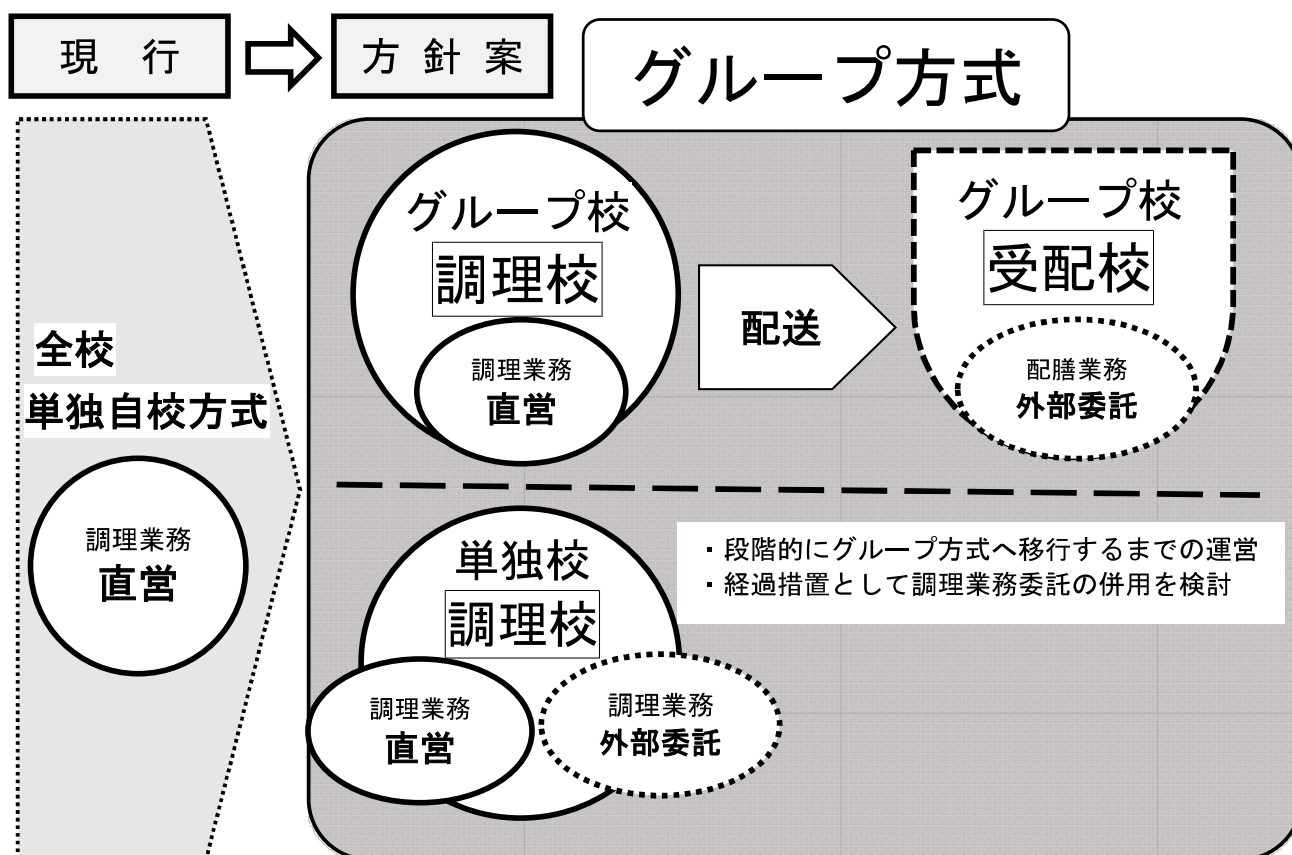
(令和5年5月1日現在)

4 小学校給食の運営方針

(1) 運営方針の比較

項目	単独自校方式 [直営]	単独自校方式 [業務委託]	グループ方式 (親子給食)	共同調理(センター)方式
イメージ				
内容	・学校内給食室で自校分のみ調理 ・調理にかかる一連の作業を担う調理士は市が直接雇用 【現行の給食提供】	・学校内給食室で自校分のみ調理 ・調理にかかる一連の業務を民間事業者へ委託 【人員不足の解消】	・調理施設のある学校でグループ校分の給食を調理、保温食缶を積荷し受配校へ配送 【人員と施設の集約化】	・共同調理場内で全校分一括調理し、保温食缶を積荷し配送 【大規模調理により衛生的かつ効率的】

(2) 課題解決に向けた運営方針



5 運営方針の実施方法

(1) グループ方式の考え方

小学校給食運営における課題解決のため、グループ方式による運営の導入を進めます。グループ方式とは、一般的には親子給食（親子調理方式）といわれる運営方式で、隣接する複数の学校でグループを組み、調理を担う学校から給食を他校へ配送する運営方式です。グループ内で調理を担う「調理校」と、配送された給食を受け入れる「受配校」に分けることで、人員と調理設備の集約を図ります。また、グループ方式移行後においても、実施状況を検証し、課題の把握と解消に努めます。

■グループ方式の考え方

[1]食数や距離などを考慮のうえ、グループ校を検討します。

児童数の推移に伴う食数規模、給食室の調理能力および学校間の距離を考慮し、グループ校の組み合わせを計画します。組み合わせを計画するにあたり、学校給食衛生管理基準に基づく適切な温度管理ならびに調理後2時間以内に給食ができるよう、配送時間を検証しながら検討します。

[2]ドライ施設は、「受配校」への配送ができるよう必要な整備を行います。

既存のドライ施設については、原則として「調理校」と位置づけ、安全かつ衛生的に給食を搬出するための設備を整備し、受配校への配送に備えます。また、食数に適した調理機器等を必要に応じて整備します。

[3]ドライ運用(ウェット施設)の学校については、「調理校」または「受配校」としての設備を整備します。

ドライ運用（ウェット施設）の学校のうち、「調理校」と位置づける学校についてはドライ化改修を行います。「受配校」と位置づける学校は、調理校からの給食を受入できるよう配膳室などを整備します。

[4]「調理校」において、グループ校全体の調理が適切に行えることを基本に、移行時期を検討します。

グループ方式への移行時期は、「調理校」において、グループ校全体の食数など適切に調理が行えることを基本とします。移行まで当面の間は、単独校による調理提供を継続します。

[5]適正規模化・適正配置基本計画等の対象校は、状況に応じ検討します。

適正規模化・適正配置基本計画の対象校は、当面の間、単独自校方式を基本としつつ、継続します。状況に応じ、随時検討していきます。

（２）経過措置（調理業務委託の併用）

グループ方式への移行は、児童数等の状況を確認しながら段階的に行うことから、移行までの間、人員不足等により安定した給食の提供ができなくなる事態を避けるため、必要に応じて調理業務の外部委託を検討します。

ただし、現在雇用している調理士への影響を考慮し、関係部署と協議のうえ行います。

（３）その他留意事項

①グループ校の給食実施調整

学校間における給食実施日や献立作成について綿密な調整を行い、特色ある学校運営が実施できるよう柔軟な対応に努めます。

②アレルギー対応

従来通り、安全性を最優先とした除去食での対応を行います。グループ校での一括除去対応となりますので、学校および保護者に対する事前調整など、丁寧な説明を行います。

③栄養教諭・臨時学校栄養職員の配置

献立作成や衛生管理等といった学校給食の管理、食に関する指導など、栄養教諭が担う業務は多岐にわたります。関係部署と連携し、適切な人員配置を要望していきます。

④食育の充実

受配校においても、給食調理風景や調理現場の様子を知る機会が継続できるよう、教材などを工夫して取り組みます。

⑤給食室施設整備

学校給食衛生管理基準に基づいた調理機器等の更新や設備の充実を図り、児童数に適した調理施設の整備を計画するとともに、学校施設全体の老朽化対策と合わせた対策を検討します。

配送イメージ



6 まとめ

子どもたちに、安全安心でおいしい学校給食を持続的に提供するため、本方針を基に関係機関と調整を重ね、安定した学校給食の運営を目指します。

学校給食の持つ本来の目的を逸することなく、給食を通して子どもたちに適切な栄養の摂取がなされ、心身の健康の保持増進が図れるよう努めるとともに、食育などの生きた教材として学校給食の更なる充実に努めてまいります。

参考 ●主な用語解説

用 語	説 明
ドライ施設・ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業ができる施設構造です。
ドライ運用（ウェット施設）	ウェット施設（床に水や食品などが落ちる施設構造）の調理場において、ドライ施設と同様に床を乾かした状態で使うことです。床に有機物や水分を落とさないため、細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できます。また、ドライ運用は、長いゴム前掛けや長靴の必要がないため、調理従事者の身体負担軽減にもなります。
除去食	アレルギー対応方法として、アレルギー原因食材を除去して調理し、提供する方法です。伊勢市では、小学校、中学校の給食で実施しています。
代替食	アレルギー対応方法として、アレルギー原因食材に替わって他の食材を使用して提供する方法です。伊勢市では、中学校の給食で実施しています。
グループ方式	隣接する複数の学校でグループを組み、食数規模等に応じた適切な調理施設のある学校で調理し、他校へ配送する給食の運営方式です。「親子方式・親子給食」と同様に扱います。伊勢市では、調理を行う学校を「調理校」、給食受け入れる側の学校「受配校」と位置付けます。
調理校	自校分とグループ内「受配校」の給食を調理する学校をさします。
受配校	グループ内「調理校」で調理された給食を受け入れる学校をさします。
配膳室	他校で調理された給食を受け取り、教室へ運ぶための準備を行う部屋をさします。
食缶	調理済みの給食を保温しながら運搬するための容器。二重構造であれば特に保温性に優れ、こぼれづらいため運搬に適しています。

施設イメージ



食缶・運搬用コンテナ



令和6年3月28日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊晴 様

伊勢市学校給食運営委員会
委員長 服部 知美

伊勢市小学校給食の運営に関する意見書

1 はじめに

伊勢市小学校においては自校直営で給食を実施しているが、給食調理士の人員不足及び給食室の老朽化など、運用面と設備面にそれぞれ課題があり、現状のままでは、給食運営の継続が難しくなることが想定されるため、早急な見直しが必要と考える。

この意見書は、課題の解決にむけて、今後の給食運営の考え方や方向性について本委員会の意見をまとめたものである。

2 課題とその対応について

(1) 調理士の人員確保

- ・人員不足の原因を検証し、意欲を保ち働き続けられる処遇改善を考えてはどうか。
- ・調理業務部門の民間委託も検討すべきである。
- ・人員確保の課題解消に、リソースの集約は有効な手段である。

(2) 小学校給食室の老朽化への対応

- ・小学校の多くは築40年以上経過していることから、施設老朽化の状況に応じ、給食室ならびに校舎において適切な整備が必要である。
- ・現有施設における調理作業は運用面で工夫し衛生保持が徹底できているが、衛生管理に適合した施設への改修が望ましい。
- ・学校統合の対象校は大規模な改修に踏みきれないと推察するが、適正規模化・適正配置基本計画と調整を図り、検討されたい。

(3) 給食室調理能力への対応

- ・児童数の増加が見込まれる明野小学校は、調理能力や作業スペースの不足が懸念されることから喫緊の改修が必要である。担当部署と連携し整備を計画されたい。

3 伊勢市小学校給食運営の方向性について

- ・小学校給食の抱える課題を解消するには、運営方針の見直しが不可欠であり、人員及び施設を集約する取り組みが妥当と考える。
- ・「親子方式（グループ給食）」は、人員及び施設を集約において比較的早期に着手可能な方式と考えるが、運用開始までの期間に人員不足を要因とした給食運営の維持が危惧される場合、民間活用による「調理業務委託」の併用も考え得る。
- ・方針の決定においては、学校給食に関わる現場の調理士等の意見を聞く場を設けてほしい。

- ・現状の小学校給食運営から「自校方式」の良い面を汲み取り、中学校給食の「センター方式」から実情の把握・検証を重ね、柔軟に運営方針を検討されたい。

4 付帯意見

- ・食育の観点や温かい給食提供、きめ細やかな対応ができるメリットを考えた場合、自校での給食調理を維持することも望ましい。
- ・センター方式はコスト高や準備期間を長く要し、食中毒発生時の被害拡大リスクの面はあるものの、オートメーション化や衛生面から好ましい方式でもある。将来的に選択肢として残しても良いと思う。
- ・災害を想定したセンター（備蓄、太陽光等）の建設・運用も考えてはどうか。
- ・親子方式を実施する場合、学校間で給食提供日を調整することで、特色ある学校運営に配慮したグループの組み合わせを検討してほしい。
- ・親子方式の運営は規模の小さいセンター方式と思えば、中学校給食のノウハウが活かせる。献立作成において、自校方式とは別で考えることも必要になる。
- ・親子給食の場合は栄養教諭の配置が減ることが懸念されるが、食育を担当する学校数は変わらないため、栄養教諭等を確保するための方策を検討してほしい。
- ・アレルギー対応について、対象校保護者や学校関係者等の不安を軽減するために丁寧な説明をするとともに、栄養教諭の担当校などを熟考し、アレルギー対応等や指導ができるように配慮されたい。

5 おわりに

伊勢市教育委員会におかれては、本意見を参考にしたうえで、現状の課題を補完すべき手法等を十分に検討しながら、学校給食の運営方式を選択していくことが肝要と考える。

子どもたちに安全・安心な学校給食の実施を通して適切な栄養の摂取がなされ、心身の健康を保持増進するだけでなく、学校給食を生きた教材とした食育についても更なる充実を図り、学校給食をより良くするため、速やかな取り組みに期待する。

<参考資料>

- ・令和5年度第1回伊勢市学校給食運営委員会資料

明野小学校給食室の整備について

1 経緯及び目的

明野小学校では、近年周辺の住宅開発に伴い児童数が増加している。平成 30 年度には、普通教室不足解消のため、特別教室棟の整備を行った。

以後も児童数が増加しており、既存の給食室では今後調理可能数の限界に達するおそれがあること、また、築 44 年が経過し老朽化が進んでいるため、より安全かつ衛生的な調理環境を整備する必要がある。

2 事業内容

明野小学校敷地に隣接する駐車場に給食室を整備する。

3 スケジュール

- | | |
|--------|--------------|
| R 6 | 地質調査及び設計業務委託 |
| R 7 | 建設工事 |
| R 8. 4 | 供用開始 |

【位置図】



ねすとルームの状況について

1 ねすとルームの設置について

伊勢市では不登校児童生徒への支援として、教育支援センターNEST、スマイルいせ（教育相談）等により、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを行っているが、不登校児童生徒数は年々増加傾向にあることから、今年度、小学校6校の校内に別室（ねすとルーム）を設置、支援員（ねすとルームサポーター）を配置し、効果の検証を行う。

2 ねすとルームの目的

登校しぶりや、何らかの理由で教室に入れない児童に、自分に合ったペースで学習・生活できる多様な居場所を提供し、早期に対応・支援することで、登校や学校生活への意欲を高め、中学校での不登校生徒の減少も期待できる。

3 令和6年度設置校

【モデル校】

明野小学校、小俣小学校、四郷小学校、中島小学校、みなと小学校、明倫小学校
ねすとルームサポーターを1日4時間配置

4 取組内容

- ・1対1もしくは少人数での対応、個別の支援
- ・本人のペースで学習、オンライン授業、活動の実施
- ・児童、保護者からの相談
- ・教職員への情報共有
- ・ねすとルームでの利用がない時は、教室での学習支援

5 ねすとルーム設置の効果

- ・ほとんどの学校で毎日利用されている。
- ・登校しにくかった児童が、短時間でも学校に登校できるようになった。
- ・ねすとルームで気持ちを落ち着かせることで、授業に参加できるようになった。
- ・校舎に入れなかった児童が、校舎内に入れるようになり、他の児童とつながりを持てるようになった。
- ・学校に居場所（ねすとルーム）があることで、保護者が安心して子どもを学校へ送り出せるようになった。
- ・児童の小さな変化に気づき、担任等と児童の様子を共有できるようになった。

6 課題

- ・利用する児童数が増加した時の対応
- ・場所の確保、整備

【各校ねすとルームの様子】



ファミリー・サポート・センター事業について

1. 事業目的

子育て家庭の多様なニーズに対応し、安心して子育てできるよう支援するため、子育ての手助けができる人（提供会員）と子育ての手助けがほしい人（依頼会員）との相互援助活動の連絡調整を行い、地域における子育て援助活動を推進する。

区分		R1	R2	R3	R4	R5
活動件数		923 件	1,056 件	1,077 件	1,056 件	1,127 件
会員	提供会員	114 人	115 人	92 人	74 人	63 人
	依頼会員	249 人	222 人	197 人	168 人	169 人
	両方会員	18 人	14 人	8 人	4 人	4 人

※会員数は年度末時点のもの

2. 利用料金について（令和6年8月から）

① 利用料金の見直し

区分	改定前	改定後
基本(7～19 時)	700 円	800 円
早朝(6～7 時)・夜間(19～22 時)	800 円	900 円
宿泊	5,000 円	6,000 円

※上記以外の深夜時間(22～6 時)や緊急時利用は料金据え置き

② 経済的負担の軽減

対象世帯	改定前	改定後
ひとり親家庭、ダブルケア家庭、障がい児のいる家庭、 多胎児家庭、住民税非課税世帯【追加】	3 割	5 割
生活保護世帯		10 割

3. 利用機会の提供

安心した子育てサポートを体験してもらえるよう、本事業のお試し利用できる機会を提供し、子育て支援を推進する。

新型コロナワクチン接種について

1 ワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症については、令和6年度から予防接種法のB類疾病に位置付けられたことから、同法に基づく定期接種を年1回、秋冬に行うこととし、その費用等は次のとおりとしたい。

(1) 定期接種対象者

- ・ 65 歳以上の高齢者
- ・ 60 歳から 64 歳までの一定の基礎疾患を有する方

※定期接種対象者以外の方については、任意接種により接種可能（全額自己負担）

(2) 定期接種にかかる自己負担額について

- ・ 1 人につき、2,100 円（定期接種費用 7,000 円×3 割）

(3) 今後の予定について

- ・ 令和6年6月 定期接種費用にかかる補正予算案を6月市議会定例会に提出
10月頃 定期接種開始

2 特例臨時接種の接種状況について

（令和3年2月～令和6年3月）

		区 分	6 ヶ月 ～4 歳	5 歳 ～11 歳	12 歳 ～17 歳	18 歳 ～64 歳	65 歳以上	全 体
初 回 接 種	1 回目	回 数 (接種率)	75 (1.9%)	830 (12.6%)	3,972 (62.3%)	60,242 (92.4%)	37,422 (94.3%)	102,541 (84.2%)
	2 回目	回 数 (接種率)	74 (1.9%)	817 (12.4%)	3,941 (61.8%)	59,974 (92.1%)	37,329 (94.0%)	102,135 (83.9%)
	3 回目	回 数 (接種率)	64 (1.6%)	— —	— —	— —	— —	64 (1.6%)
R4 秋開始接種 (R4.9.20～ R5.5.7)		回 数 (接種率)	— —	173 (2.6%)	1,297 (20.3%)	25,887 (39.7%)	28,776 (72.5%)	56,113 (46.1%)
R5 春開始接種 (R5.5.8～ R5.9.19)		回 数 (接種率)	— —	0 (0.0%)	2 (0.0%)	2,859 (4.4%)	18,781 (47.3%)	21,642 (17.8%)
R5 秋開始接種 (R5.9.20～ R6.3.31)		回 数 (接種率)	— —	86 (1.3%)	255 (4.0%)	7,317 (11.2%)	16,771 (42.2%)	24,429 (20.1%)

健康福祉ステーションの利用状況について

令和5年5月8日の供用開始から令和6年3月31日(11 ヶ月)の「伊勢市健康福祉ステーション」の利用者数等は次のとおりであった。

1 利用延べ人数 (単位:人)

名称		令和5年度	令和4年度	比較
5階	中央保健センター(健康課)	12,798	10,694	119.7%
	こども発達支援室	706	428	165.0%
6階	ママ☆ほっとテラス(健康課)	7,342	1,712	428.9%
7階	福祉総合支援センター	7,321	5,344	137.0%
小計		28,167	18,178	155.0%
6階	キッズ☆もっとテラス	28,509	—	—
	一時保育室	648	—	—
合計		57,324	18,178	—

※ 令和5年度と比較するため4年度実績については、11 ヶ月分で換算

(参考) (単位:人)

名称	令和5年度	令和4年度	比較
子育て支援センター(市全体)	63,052	35,922	175.5%
一時保育(市全体)	4,220	3,347	126.1%

2 相談延べ件数 (単位:件)

名称		令和5年度	令和4年度	比較
5階	中央保健センター(健康課)	3,457	3,975	87.0%
	こども発達支援室	1,232	1,125	109.5%
6階	ママ☆ほっとテラス(健康課)	2,747	970	283.2%
7階	福祉総合支援センター	7,226	5,344	135.2%
小計		14,662	11,414	134.7%
	キッズ☆もっとテラス	715	—	—
合計		15,377	11,414	—

※ 令和5年度と比較するため4年度実績については、11 ヶ月分で換算

3 支援のための関係者による会議室利用状況(R5.5～R6.3)

(1)利用回数 329回

(2)利用者数 2,382人

4 就労相談(ハローワークとの連携)

(1)相談件数 令和5年度 119 件 令和4年度 11 件 比較 108 件増(981.8%増)

「ワークステーションいせ」について

伊勢市では、心身の状況や、近年の社会の変化により孤独を抱え、社会から孤立する等、働きづらさを抱えた人への支援を行うため、令和 5 年 1 月に「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を立ち上げて取組みを進めている。これまで、様々な媒体を活用した相談窓口の周知や、働きづらさを抱えた人へのボランティア体験・就労体験等の社会参加・就労支援を行ってきた。

このたび、令和 6 年 5 月に障がいやひきこもり等により働きづらさを抱えた人の就労の場として「ワークステーションいせ」を創設したところである。

記

1. 目的

市役所において、働きづらさを抱えた長時間労働が困難な人の就労の機会を創出し、勤務日数・時間など個々の状況に応じた働き方の選択肢を拡大することで、多様な働き方の取組みを進めるとともに、市役所での業務経験を経て一般就労を目指すことを目的とする。

2. 取組内容

- (1) 就労場所 福祉総合支援センターよりそい内
- (2) 業務内容 市役所各課業務のうち専門性を必要としない単純作業や簡単な PC 入力などの業務を行う
- (3) 支援体制 就労支援と精神的ケアの両方ができる体制の整備
- (4) 雇用形態 会計年度任用職員（短時間雇用）

3. 今後の取組み

「ワークステーションいせ」の成果を評価・分析したうえで、市内の民間企業等での短時間雇用の導入に向けた周知・啓発及び、導入支援等に取り組む。

伊勢市多分野協働プラットフォームのイメージ

教育民生委員会資料9-2

令和6年6月4日

担当:健康福祉部 福祉総合支援センター

長引くコロナ禍は、孤独・孤立の問題の顕在化、深刻化の原因の一つとなりました。今後、物価高騰の影響も加わり、生活困窮などで不安や悩みを抱える人、悩みが深刻化する人が増える恐れがあり、孤独・孤立に悩む人に対するきめ細かな対応の強化が喫緊の課題です。

支援を必要とする人に、迅速に支援を届けるためには、福祉分野だけに限らず、様々な関係機関と連携を深める必要があることから、国は「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、伊勢市は令和4年度取組団体として採択されました。

伊勢市では「多分野協働プラットフォーム」を設立し、福祉分野をはじめ、雇用、産業、農業等の幅広い分野と連携・協働しながら、孤独・孤立による「働きづらさを抱えた人」への様々な支援について継続的に検討していきます。

実態把握・分析、情報整理・共有、各課(機関)の連携・協働の検討



周知・啓発

- ・市民への周知（相談窓口・支援内容・協力企業紹介等）
 - ・関係機関・企業への周知（周知啓発・協力依頼等）
- ※リスト作成、SNS等の充実、市・関係機関の取組発信など

社会参加

- ・気軽に集まることができる地域の居場所の充実
- ※居場所づくり、地域活動への参加、ボランティア参加など

就労支援

- ・一人ひとりに合わせたオーダーメイド支援
- ※職場見学、就労体験、中間的就労、短時間雇用など



検討

分野横断的な庁内外協働の新たな支援策の創出

伊勢市公共施設等の脱炭素化方針の策定について

1. 趣旨

本市は、地球温暖化対策の取組を推進していくために、「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指している。その取組の一環として、今後の公共施設の整備や公用車の導入方針及び排出削減目標を示す「伊勢市公共施設等の脱炭素化方針」を策定するものである。

2. 指針に定める主な内容

(1) 公共施設における脱炭素化の取組（指針 p1～3）

①既存施設の省エネ対策

- ・ 既存施設の改修において、省エネ対策によってエネルギー消費量を可能な限り削減する。
- ・ 既存施設に LED 照明を計画的に導入する。

②公共施設マネジメントの推進

- ・ 公共施設マネジメントの推進により計画的に施設の複合化や廃止等を進める。

③再生可能エネルギー由来の電力利用

- ・ 再生可能エネルギー由来電力の導入について検討を進める。

④新規設置施設にかかる取組

- ・ 新規設置の施設においては、基準一次エネルギー消費量から省エネ対策によってエネルギー消費量を削減することに加え、再生可能エネルギーを最大限導入し、ZEB Oriented 相当以上を目指す。

(2) 公用車における脱炭素化の取組（指針 p4～5）

- ・ 新規導入、更新する公用車は原則、電動車とする。
- ・ 新規導入、更新の際は、用途に応じた適切な大きさの自動車とし、より小型で低排気量の自動車への更新を検討する。
- ・ 軽自動車を導入する場合は、現時点では燃費性能が優れたガソリン車を含めた検討を可能とする。

3. 運用開始

令和6年7月1日から運用を開始する予定

伊勢市公共施設等の脱炭素化方針（案）

1. 目 的

本市は地球温暖化対策の取組を推進していくために、令和4年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス^(※)排出量を実質ゼロにすることを目指している。

また、第3期伊勢市環境基本計画において、市の事務事業における温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度と比較して50%削減の目標を掲げている。この方針は、その取組の一環として、今後の脱炭素化に向けた公共施設の整備方針や公用車の導入方針を示すものである。なお、本方針で「トン」表示する数値は温室効果ガス排出量を示すものとする。

※温室効果ガス・・・地球温暖化の主要因となっている気体で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている。

2. 公共施設における脱炭素化の取組

（1）温室効果ガスの削減目標

公共施設における電気・燃料の消費等により排出される温室効果ガスについては、本庁舎の改修や病院の建替え等により12,202トンに減少している。今後、更なる省エネ対策とともに、電力の脱炭素化についても取組を進め、約4,400トンの削減（2022年度比）により目標達成を目指す。

2013年度（基準年度）	2022年度（実績）	2030年度（目標年度）
15,649トン	12,202トン	7,824トン

（2）取組の対象とする施設

市が保有する全ての公共施設とする。

(3) 取組の内容

① 既存施設の省エネ対策により約900トンの削減を目指す

ア. 既存施設の改修にかかる取組

施設の改修においては、省エネ対策によって、エネルギー消費量を可能な限り削減する。

イ. 既設施設のLED照明化の取組

LED照明への切り替えは、各施設の照明設備の設置状況を把握したうえで、省エネ効果とともに、施設規模、点灯時間、施設の改廃予定などを勘案し計画的な導入により温室効果ガス排出削減を目指す。

施設管理部署は、所管施設の蛍光灯^(※)の設置状況を把握するとともに、速やかに更新時期を検討する。

※一般的な蛍光灯は、水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において2025年から2027年にかけて順次、製造廃止することが決定している。

【主な設備等の設置基準】

	太陽光 発電設備	EV 充電 設備	V2H ^(※) 又 は蓄電池	高効率 空調・換気	LED 照明	人感セ ンサー	高断熱 複層窓
新規設置 施設	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
既存施設 の改修	○	○	○	○	◎	○	○
・「◎」は原則実施とし、「○」は可能な限り実施とする。ただし、施設の規模・性質を踏まえて環境効果を見極め、長期的な費用負担、設置時の費用を勘案し検討することとする。 ・太陽光発電の容量は、発電した電力を自己施設内で消費できる規模を目安とする。 ・EV充電設備の検討にあたっては、施設管理者は資産経営課と協議を行うこと。 ※V2H (Vehicle to Home)・・・EV車両等の電池から建物へ電力を供給する仕組み。							

② 公共施設マネジメントの推進により約200トンの削減を目指す

公共施設マネジメントの推進により計画的に施設の複合化や廃止等を進め、温室効果ガス排出削減を図る。

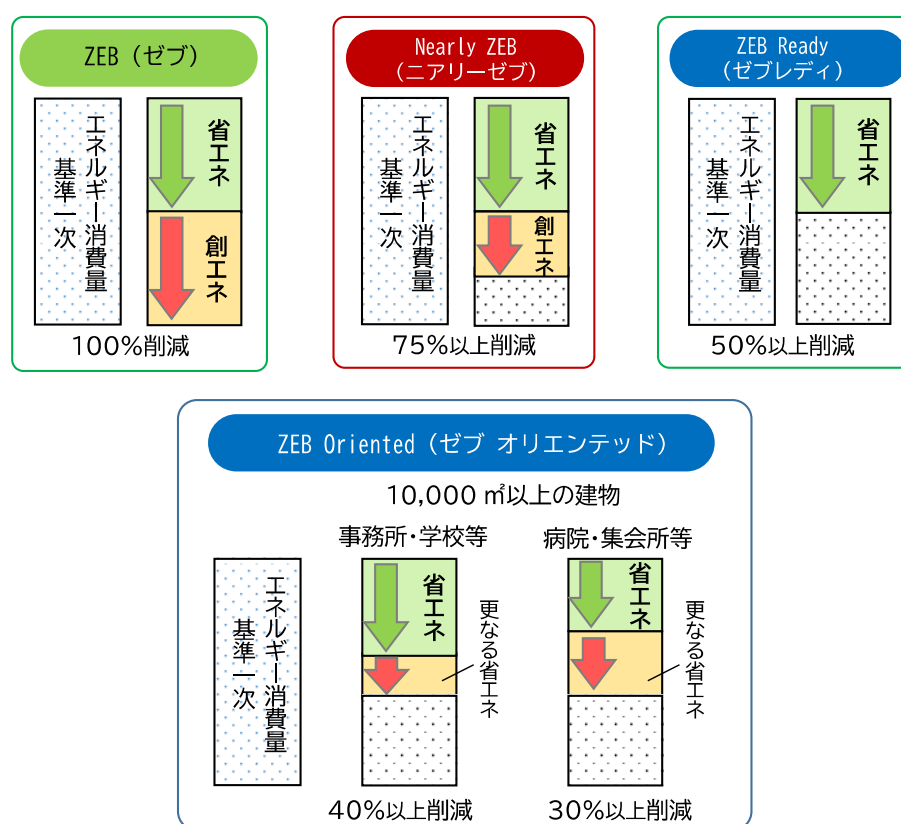
③ 再生可能エネルギー由来の電力利用により約3,300トンの削減を目指す

目標の達成に向けては、公共施設における電力そのものの脱炭素化が不可欠であるため、先進自治体の取組を参考に、メリットや事業リスクなど最適な利用方法等について整理し、再生可能エネルギー由来電力の導入について検討を進める。

④ 新規設置施設にかかる取組

新規設置の施設においては、省エネ対策によって基準一次エネルギー消費量（省エネ対策を行わない場合のエネルギー消費量）を削減（事務所・学校等は40%以上、病院・集会所等は30%以上を削減）することに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーを最大限導入し ZEB^(※) Oriented 相当以上を目指す。

※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)・・・大幅な省エネルギーと、創エネルギーによりエネルギー消費量をゼロにする建築物。ゼロエネルギーの達成状況に応じて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented 等が定義されている。



(4) 留意事項

- ①脱炭素化とともに災害時の電力供給についても十分に考慮すること。
- ②施設管理部署においては、設備・機器の共有化など効果的、効率的な管理手法について検討すること。
- ③補助金の活用を検討すること。
- ④脱炭素化の検討にあたっては、営繕課及び環境課と協議を行うこと。

3. 公用車における脱炭素化の取組

(1) 温室効果ガスの削減目標

公用車の走行により排出される温室効果ガスについては、これまで燃費改善やごみ収集業務委託等によるガソリン等の使用量減少により327トンまで減少している。今後は、更なる公用車の電動化・小型化とともに燃費改善や効率的な利用についても取り組み、約40トンの削減（2022年度比）により目標達成を目指す。

2013年度（基準年度）	2022年度（実績）	2030年度（目標年度）
580トン	327トン	290トン

(2) 電動車の定義

電動車とは電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車とする。

(3) 対象とする車両

伊勢市が導入（リース含む）する全ての自動車とする。ただし、マイクロバス、塵芥車、消防車両などの特殊な車両は除くこととする。

(4) 導入にあたっての基本的な考え方

- ①新規導入、更新する公用車は原則、電動車とする。ただし、代替できる電動車がない場合や著しく高額であるなど導入が困難な場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車を選定する。
- ②新規導入、更新の際は、用途に応じた適切な大きさの自動車を選定することとし、より小型で低排気量の自動車への更新を検討する。
- ③軽自動車を導入する場合は、電動車とガソリン車との環境性能差がわずかであることから、現時点では燃費性能が優れたガソリン車を含めた検討を可能とする。

(5) 留意事項

- ①電気自動車は、二酸化炭素を排出しないことに加え、災害時の電力供給源とし

て活用できることも十分に考慮すること。

- ②公用車の統括管理部門においては、保有台数を適正化するため、庁内での所管替えや共有化はもとより、公用車の効果的、効率的な管理手法について検討するとともに、近距離の移動の場合は、公用自転車の利用促進を図ること。
- ③補助金の活用を検討すること。
- ④自動車の寄付や無償貸与を受ける場合は、本方針を示し、配慮を求めること。
- ⑤自動車の選定にあたっては、資産経営課及び環境課と協議を行うこと。

4. 導入方針の見直し

本方針は社会情勢の変化、省エネ技術の進歩や普及状況等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

5. 適用

本方針は令和6年7月1日から運用する。